



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成28年5月6日金曜日 第2770号

### ◇ 目 次 ◇

救急病院の名称及び開設者名の変更.....（医療対策課）... 379  
 土地改良区役員の就退任の届出.....（東予地方局農村整備課）... 379  
 土地改良区の定款変更の認可（2件）.....（ " ）... 379  
 指定道路の指定.....（東予地方局四国中央土木事務所）... 380  
 開発行為に関する工事の完了.....（中予地方局建築指導課）... 380

### 公 告

毒物劇物取扱者試験の実施.....（薬務衛生課）... 380  
 製菓衛生師試験の施行.....（ " ）... 380  
 調理師試験の実施.....（ " ）... 380

### 告 示

#### ○愛媛県告示第546号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急病院から、次のとおり名称及び開設者名の変更の届出があった。

平成28年5月6日

愛媛県知事 中村時広

名 称		所 在 地	開 設 者 名	
変 更 前	変 更 後		変 更 前	変 更 後
独立行政法人労働者健康福祉機構愛媛労災病院	独立行政法人労働者健康安全機構愛媛労災病院	新居浜市南小松原町13番27号	独立行政法人労働者健康福祉機構	独立行政法人労働者健康安全機構

#### ○愛媛県告示第547号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、新居浜市治良丸土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成28年5月6日

愛媛県東予地方局長 菅 豊正

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	福 本 頼 幸	新居浜市萩生2505番地
"	伊 藤 正 一	新居浜市萩生2931番地の1
"	伊 藤 博 文	新居浜市大永山12番地
"	西 原 武 久	新居浜市萩生2459番地の2
"	福 本 美 暉子	新居浜市萩生2513番地
"	野 田 厚	新居浜市萩生2604番地の2
"	高 橋 富 子	新居浜市萩生2553番地の2
"	秦 小代子	新居浜市萩生2447番地の1
"	福 田 敏 明	新居浜市萩生920番地の1
監 事	秦 昭 義	新居浜市萩生2485番地の2
"	福 本 明 正	新居浜市萩生2503番地

#### 退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	福 本 頼 幸	新居浜市萩生2505番地
"	高 橋 敏 夫	新居浜市萩生2628番地の3
"	伊 藤 基 重	新居浜市大永山6番地
"	伊 藤 昭 博	新居浜市萩生2882番地の7
"	西 原 實	新居浜市萩生2411番地の16
"	伊 藤 正 道	新居浜市萩生2519番地の1
"	徳 永 守 光	新居浜市萩生2817番地
"	徳 永 省 一	新居浜市萩生2304番地の2
"	伊 藤 忠 光	新居浜市萩生772番地の1
監 事	秦 昭 義	新居浜市萩生2485番地の2
"	福 本 明 正	新居浜市萩生2503番地

#### ○愛媛県告示第548号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、新居浜市垣生土地改良区の定款の変更を認可した。

平成28年5月6日

愛媛県東予地方局長 菅 豊正

○愛媛県告示第549号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、上分町土地改良区の定款の変更を認可した。

平成28年 5 月 6 日

愛媛県東予地方局長 菅 豊 正

○愛媛県告示第550号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

平成28年 5 月 6 日

愛媛県東予地方局長 菅 豊 正

- 1 指定道路の種類  
建築基準法第42条第1項第5号
- 2 指定年月日  
平成28年 4 月22日
- 3 指定道路の位置  
四国中央市寒川町字西浜2949番の一部、2950番の一部
- 4 指定道路の延長及び幅員
  - (1) 延長 20 45メートル
  - (2) 幅員 5 35メートル

○愛媛県告示第551号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成28年 5 月 6 日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
28中局建（開）第3号 平成28年 4 月20日	東温市見奈良字廣坪619番9、626番5	松山市石手3丁目3番7号 ニッケ石手302号 和田 麻李亜

公 告

○公 告

毒物劇物取扱者試験の実施について

愛媛県毒物劇物取扱者試験規則（昭和26年愛媛県規則第26号）第4条第1項の規定により、平成28年毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

平成28年 5 月 6 日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 試験の日時  
平成28年 8 月19日（金）13時30分
- 2 試験の場所  
愛媛県庁（愛媛県松山市一番町4丁目4-2）  
愛媛県中予地方局（愛媛県松山市北持田町132）
- 3 受験願書の提出期間  
平成28年 6 月 6 日（月）から17日（金）まで。  
ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。
- 4 受験願書の請求先及び提出先  
県内居住者については住所地を管轄する保健所（松山市の区域にあっては、中予保健所）と、県外居住者については愛媛県保健福祉部健康衛生局薬務衛生課とする。

○公 告

製菓衛生師試験の施行について

製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）第4条第1項の規定による平成28年度製菓衛生師試験を次のとおり施行する。

平成28年 5 月 6 日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 試験の日時

平成28年 7 月14日（木）13時00分

- 2 試験の場所  
松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県庁
- 3 受験願書の提出期間  
平成28年 6 月 6 日（月）から17日（金）まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。
- 4 受験願書の提出先  
県内居住者については住所地を管轄する保健所と、県外居住者については愛媛県保健福祉部健康衛生局薬務衛生課とする。
- 5 その他  
受験についての必要事項は、受験票により指示する。

○公 告

調理師試験の実施について

調理師法（昭和33年法律第147号）第3条の2第1項の規定による平成28年度調理師試験を次のとおり実施する。

平成28年 5 月 6 日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 試験の日時  
平成28年 8 月18日（木）13時30分
- 2 試験の場所  
松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県庁
- 3 受験願書の提出期間  
平成28年 6 月20日（月）から7月1日（金）まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。
- 4 受験願書の提出先  
県内居住者については住所地を管轄する保健所と、県外居住者については愛媛県保健福祉部健康衛生局薬務衛生課とする。
- 5 その他  
受験についての必要事項は、受験票により指示する。